

実務経験証明書記載の手引き

■第一種電気工事士試験合格者の場合

1 実務経験の年数について

第一種電気工事士免状の交付には3年以上の実務経験が必要です。

※電気工事士法施行規則の改正により、令和3年4月1日より大学・高専の電気工学系卒の有無を問わず、必要な実務経験は一律3年以上となりました。

2 実務経験の内容及び記載例

- ・自ら行う電気に関する工事に係る経験が必要であり、電気工作物に該当する電氣的設備を設置、又は変更する工事等が該当します。ただし、自ら施工する当該工事に伴う設計及び検査は実務経験として認められます。
- ・実務経験証明書を記載する際には、次の①～⑥の事項を必ず明記してください。

- ①期間
- ②電気工事の種類（一般用・自家用・電気事業用の別）
- ③従事した立場（作業者として・主任技術者として・主任技術者の監督のもとに）
- ④工事内容（新設工事・改修工事の別、屋内配線等の具体的な内容）
- ⑤工事件数
- ⑥免状等の種類及び交付年月日

（１）一般用電気工作物・小規模事業用電気工作物（以下、一般用電気工作物等）の電気工事

- ・第二種電気工事士免状を取得しなければ、一般用電気工作物等に係る工事はできません（軽微な工事を除く（電気工事士法第3条第2項））。
- ・第二種電気工事士免状交付後の期間についてのみ記載してください。

<記載例>

第二種電気工事士免状交付年月日 平成○年○月○日

左記の期間、主任電気工事士の監督のもとに、一般用電気工作物等の新設、増設、改修工事○○件に作業者として従事し、主に引込線の新設、屋内配線工事、配線器具取付等を行った。

（２）自家用電気工作物の電気工事

- ア 電気主任技術者の指導監督のもと（①）で、最大電力 500kW 以上の自家用電気工作物（②）の工事に従事した場合は実務経験としてカウントできます（最大電力 500kW 未満の自家用電気工作物の工事は第一種電気工事士の資格が必要です（電気工事士法第3条第1項））。
- ・自家用電気工作物の工事を記載する場合は上記①、②を明記してください。

<記載例>

左記の期間、電気主任技術者の指導監督のもとで、最大電力 500kW 以上の自家用電気工作物の新設及び改修工事に作業者として従事し、主に受電設備の設置、低圧配線工事を行った。

工事件数は○○件である。

（主な工事）令和○年○月○日～令和○年○月○日

受電電圧 6kV、最大電力 1200kW の○○ビル新築工事

※以下同様に列記（注：従事した工事件数が多い場合は全てを記載する必要はありません。）

イ 認定電気工事従事者認定証取得者は、自家用電気工作物（最大電力 500kW 未満の需要設備）の電気工事のうち、簡易電気工事（電圧 600V 以下の部分）に従事することが出来ます。

＜記載例＞

左記の期間、自家用電気工作物の低圧電気工事のみに従事し、主に低圧屋内配線の分岐回路の増設、照明器具・コンセントの増設、低圧屋内配線の移設、低圧電動機への配線の取付けなどに従事した。（件数〇〇件）

（認定電気工事従事者認定証取得年月日 平成〇年〇月〇日）

（３）電気事業用電気工作物の電気工事（発電所、変電所、送配電線等の電気工事）

- ・主任技術者（自らが主任技術者の場合を含む。）の監督のもとで工事を自ら行った期間が実務経験としてカウントできます。
- ・ただし、電圧 5 万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事は実務経験にカウントできません。

＜記載例①＞

左記の期間、〇〇電力(株)の委託工事会社として、〇〇電力(株)の主任技術者の指導のもとで、発電所、変電所の新設、増設工事及び設備改修工事等〇〇件に作業員として従事した。

（主な工事）令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

〇〇電力(株)△△変電所の新設に伴う電気設備の配線工事

（受電電圧 66kV、出力 6 千 kW）

※以下同様に列記

＜記載例②＞

左記の期間、電気事業用電気工作物の新設、改修工事に〇〇電力(株)の主任技術者の監督のもとで作業員として従事し、主として高圧、低圧配電線の取付け・付替工事や柱上変圧器・保安開閉器の取付け・付替工事を行った。工事件数は〇〇件。

（４）実務経験にならない工事

- ① 一般用、自家用（最大電力 500kW 未満）電気工作物の工事であって、電気工事士免状がなくてもできる工事
 - ア 電気工事士法施行令第 1 条に規定される軽微な工事
 - イ 電気工事士法施行規則第 2 条に規定される軽微な作業
- ② 特殊電気工事
 - ア ネオン工事
 - イ 非常用予備発電装置工事
- ③ 電圧 5 万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事
- ④ 保安通信設備に係る工事
- ⑤ キュービクル、変圧器等の据付けに伴う土木工事及び電気機器の製造
- ⑥ 法令違反の工事

■認定による場合

実務経験に算入される工事と必要年数

(1) 電気主任技術者免状所有者又は電気事業主任技術者

- ・電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督及び自ら行う電気工作物の工事、維持又は運用が実務経験となります。
- ・5年以上の実務経験が必要です。
- ・実務経験は免状交付後等の期間に限ります。

<記載例>

左記の期間、電気主任技術者として自社自家用電気工作物（受電電圧 22kV、最大電力 6500kW）全般について、保安規定に基づき、工事、維持、運用に関する保安の監督を行うとともに、自らも老朽化した受電設備の改修工事、照明器具・点滅器等の付替工事を行った。

(2) 高圧電気工事技術者試験合格者（電気工事技術者検定合格証書「検定区分高圧」所有者）

- ・自ら行う電気に関する工事（「第一種電気工事士試験合格者の場合」参照）が実務経験となります。
- ・3年以上の実務経験が必要です。
- ・実務経験は試験合格後の期間に限ります。

■その他

(1) 実務経験を証明する書類について

実務経験を証明する書類としては、次に掲げるものを有効とします。

- 申請者が電気工事業者等に雇用されている場合又は過去に雇用されていた場合は、雇用主（過去の雇用主を含む）が証明する書類。
- 申請者が電気事業法施行規則第52条第2項の委託契約の相手方として認められている（いた）場合は、
 - ・委託契約に関わる設備の設置者が証明する書類
 - ・申請者が会員として加入している法人の代表者が証明する書類
- 各都道府県電気工事業者組合などが証明する書類
- その他、申請者が実務経験を有することを証明する書類としては、登録簿の謄本の写し（主任電気工事士であった者は、これで3年間の実務経験の証明となる）又は法定帳簿の写しなどがあります。

(2) 証明者

- 勤務先が法人の場合は、原則代表者が証明してください（委任状がある場合を除く）。
- 証明者が法人の代表者の場合は、「会社の代表者印」を押印してください（代表者の個人印ではありません）。
- 証明が困難な場合は県担当者までご相談ください。

(3) 勤務先の登録番号等

- 登録電気工事業者の場合は登録番号を記載してください。
- 建設業の許可を受けている事業者（みなし電気工事業者）の場合は電気工事業者法の届出番号を記載してください（建設業法の許可番号ではありません）。